

同一労働同一賃金と労働条件の不利益変更

～山口総合病院事件（山口地判令和 5.5.24）から見る今後の均等・均衡待遇～

おかぜり たけお
講師 岡芹 健夫 氏

弁護士法人高井・岡芹法律事務所
代表社員 弁護士

日時 2023年9月8日（金）午後1時30分～午後4時30分

■このセミナーは会場受講または Zoom 受講のいずれかを選択いただけます。

■当日のご参加が難しいお客様には、後日動画を配信できます（開催前のお申し込みが必要です）。

- 我が国の労働者の中で非正規雇用者の占める割合は、平成元年には全体の 19.1%であったのが、令和 4 年には 36.9%にも上るなど（厚生労働省『非正規雇用』の現状と課題）、年々高くなっており、今や非正規雇用者は、我が国の労働力の重要な担い手となっています。
- また、現在、我が国は深刻な少子高齢化社会を迎えている中で、平成 25 年改正高年法により、企業には、正社員を 65 歳まで雇用し続ける義務が課されることになったため、60 歳定年に達した正社員を、以後、非正規雇用者として一定年齢まで雇用し続ける企業も多く見られるようになりました。
- これらに伴い、正社員と非正規雇用者の待遇差や非正規雇用者の雇用の不安定さなどが社会的に注目をされるようになり、平成 5 年パート法改正、平成 25 年労働契約法改正を経て、平成 30 年にパート有期法 8 条 9 条において、正社員と非正規雇用者の均等待遇及び均衡待遇が定められるに至りました。
- これと並行して、ハマキョウレックス事件・日本郵便事件といった同一労働同一賃金の問題に関して、非正規雇用者（労働者）側の主張を広く認めた最高裁判決も出始めたことは記憶に新しいところです。これらの判決の中で示された、「正社員と非正規雇用者の待遇差については、費目ごとにその支給の目的等から不合理性の有無を判断する」という基準はその後の裁判例でも踏襲され、従来正社員のみでの支給が当然に認められてきた賃金が、その性質によっては不合理な待遇差として違法と判断されています。
- その一方で今年 5 月 24 日に山口地裁は、正職員の手当を削り、非正規職員との同一労働同一賃金を図るという不利益変更につき、合法と認める判決を下しました。これは、正社員の待遇を引き下げることで正社員と非正規雇用者の待遇の格差を解消することを認めた初めての判決といえるでしょう。
- 今後、企業としては、無尽蔵ではない原資の中で、正社員と非正規職員の待遇のバランスを図ることが求められていくものと思われそうですが、これは上記の事件のように、正社員にとっては労働条件の不利益変更に当たる可能性もあるため、労使間の交渉が難航することも予想されるところです。
- そこで、本セミナーでは、労働条件の不利益変更の有効性を確保しながら、正社員と非正規雇用者の均等待遇・均衡待遇を実現するために企業が留意すべき点を解説していきます。
- もちろん、上記山口地裁判決は令和 5 年 6 月末時点では他に類を見ない判例であり、今後の裁判所の判断の方向性は不透明なところではありますが、上述した社会の変容や、政府が推進する解雇規制の緩和・ジョブ型雇用から、正社員と非正規雇用者間の待遇差解消とそれに伴う不利益変更は避けられない流れであると考えられます。
- 本セミナーでは、まずは労働条件の不利益変更の基本知識を概観したうえで、同一労働同一賃金の要諦を解説し、企業における同一労働同一賃金を進める中で、押さえるべきポイントを押さえずに労使関係がこじれるような事態が生じることを回避することを目標としたいと思います。

■ 内容：

- ① 労働条件の不利益変更の基本知識の解説
- ② 判例・ガイドラインを踏まえた同一労働同一賃金の要諦の解説
- ③ 最新裁判例の解説

【講師紹介】岡芹 健夫氏

1991 年早稲田大学法学部卒業。1994 年第一東京弁護士会登録、高井伸夫法律事務所入所。2010 年高井・岡芹法律事務所に改称、同所所長就任。2023 年弁護士法人高井・岡芹法律事務所に組織変更、同所代表社員弁護士就任。第一東京弁護士会労働法制委員会委員、東京三弁護士会労働訴訟等協議会委員および経営法曹会議幹事等。主な著書として、『労働法実務 使用者側の実践知 [LAWYERS' KNOWLEDGE] 第 2 版』（有斐閣）、『労働条件の不利益変更 適正な対応と実務』（労務行政）等。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>

Twitter : <https://twitter.com/keichoken05>

Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>



開催日

2023年9月8日(金)
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム

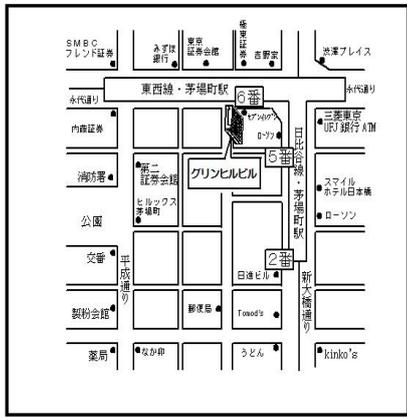
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8

TEL 03-5651-2030

地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅

6番出口より徒歩1分(開場は開演の30分前です)

【Zoom 受講の場合】インターネットに繋がるパソコンがあれば、どこでも受講できます。当日のご参加が難しいお客様には、録画した動画を後日配信することが可能です。



参加費

1名につき35,000円(消費税、参考資料を含む)
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき30,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

金融財務研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル
TEL 03-5651-2030 FAX 03-5695-8005

申込方法

上記ホームページの申込欄からお申し込み下さい。参加申込書を FAX 又は郵送いただいたお申し込みも承ります。折り返し受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)クレジットカードご利用の場合は、質問欄にその旨をご連絡下さい。参加費の払戻しは致しませんので、当日ご参加になれない場合は、代理の方のご出席あるいは当社および経営調査研究会主催の他のセミナーへのお振替をお願いします。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内をお願いいたします。)ご記入いただきました個人情報(住所等)はセミナーの開催のために使用させていただきますが、漏洩などがないよう最善の予防、是正に努めます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

普通預金 口座名 (株)金融財務研究会

三菱 UFJ 銀行	本店	1642356	三井住友銀行	本店営業部	7397637
三菱UFJ 信託銀行	本店	2818151	みずほ銀行	東京営業部	1427715
三井住友信託銀行	本店営業部	2993982	りそな銀行	東京営業部	1693669

◇クレジットカードは Visa、Mastercard、American Express、JCB、Diners Club、Discover がご利用いただけます。

切らずにこのままお送り下さい

FAX 03-5695-8005

労働条件の不利益変更の留意点

【会場または Zoom】 9 / 8

参加申込書

2023年 月 日

下記に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> Zoom受講 <input type="checkbox"/> 後日配信 弊社からのお知らせ、メルマガの送信を <input type="checkbox"/> 受信する <input type="checkbox"/> 受信しない クレジットカードをご利用の場合は下記に✓を入れて下さい。 <input type="checkbox"/> クレジットカード利用 *セミナーコード 1695 (Law-k231695)	会社名	TEL FAX		
	所在地	E-Mail		
	参加者ご氏名	〒		
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	部課名	部課名	部課名
	TEL			
	FAX			

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。